

平成30年度兵庫県農業・農村施策に関する意見

——地域に根ざした農地・担い手対策と地域創生の積極的な展開を——

平成29年6月

一般社団法人 兵庫県農業会議

提 案 事 項

I 農業・農村における効率的かつ計画的な土地利用の推進

II 農業振興対策

1 稲作等土地利用型経営に対する支援

- (1) 需要に応じた米生産の定着支援
- (2) 農地集積に対する支援等
- (3) 農業施設・機械の導入支援及び新技術の活用推進

2 人・農地プランと農地管理事業に係る普及啓発等の不断の推進

- (1) 集落等への啓発
- (2) 農地中間管理事務所と農業委員会との情報等の共有

3 農業生産基盤の整備・再整備の推進

- (1) 担い手への農地集積・集約化を図るための基盤整備
- (2) 農地中間管理事業等を活用した基盤整備

4 担い手の育成・支援

- (1) 新規就農者等の育成・支援
- (2) 集落営農組織の育成・支援
- (3) 農業経営管理能力の向上支援

III 農村社会・地域対策

1 農村地域の人口増加対策

- (1) 都市農村交流等の促進
- (2) 農福連携の推進
- (3) 帰農・起業等の促進及び支援

2 農村地域の活性化対策

- (1) 「地域おこし協力隊」等の設置促進と定住支援
- (2) 「地域おこしコーディネーター」の設置
- (3) 中山間地域における地域特産物の生産振興等の支援

3 農村の地域コミュニティ機能等の維持・強化

- ・生活サービス提供拠点の整備

IV 有害鳥獣対策の強化・充実

V 都市農業の振興対策

VI 新たな農業委員会制度の定着及び組織体制の確立

平成30年度兵庫県農業・農村施策に対する意見

—— 地域に根ざした農地・担い手対策と地域創生の積極的な展開を ——

農業・農村は、農業生産活動を通じて、安全で良質かつ多様な食料を生産・供給するとともに、県土及び自然環境・景観の保全など様々な多面的機能を有しています。

しかし、人口減少社会が到来する中、農村においては、農業の担い手の減少と高齢化、耕作放棄地の増大や農産物価格の低迷に加え、中山間地域の過疎化等による地域活力の低下など課題が山積しています。

兵庫県においては、全国に先駆けて「地域創生条例(平成27年4月施行)」が創設され、地域創生戦略に基づき、人口減少の抑制対策をはじめ地域の元気づくりに向けた総合的な施策が展開されています。

「農」の分野においては、「平成の御食国ひょうご」の創造をめざし、ひょうごの多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農林水産業の展開に向けた諸施策が推進されています。

本県の農業・農村が、引き続き豊かな県民生活の実現に重要な役割を果たしていくためには、農業者や関係者の自助努力はもとより、兵庫県における産業政策と地域政策を柱とした施策の一層の推進が期待されます。

つきましては、兵庫県の農業・農村施策の展開方向等について、農業委員会並びに関係団体とともに、次のとおり意見を取りまとめましたので、平成30年度の兵庫県施策に反映いただきたく提案します。

I 農業・農村における効率的かつ計画的な土地利用の推進

人口減少社会の到来、農業の担い手の減少と高齢化の進行などに伴い、都市計画や農地利用をめぐる状況は大きく変化しており、中長期的な視点に立った効率的かつ計画的な土地利用を、あらためて推進していくことが求められている。

このため、農村地域において、再生困難な荒廃農地の農業外利用を含め、農地として守るべき区域、開発・整備する区域の再構築など、市町における土地利用計画の再編・見直し等への誘導及び支援を行うこと。

II 農業振興対策

1 稲作等土地利用型経営に対する支援

農業従事者の高齢化、平成30年産からの米の直接支払いの廃止などにより、農家の作付け意欲の減退や耕作放棄の増大、土地利用型経営にかかる投資リスクの高まりなどが懸念される。

特に本県は水田率が高く、稲作が農業の太宗を占めているため、水田農業の担い手を積極的に支援していくこと。

(1) 需要に応じた米生産の定着支援

平成30年産から、国による米の生産数量目標の配分によらず、生産者と行政・団体が一体となり、需給情報等をもとにした生産調整に取り組むとされているが、米の需給及び価格の動向次第では現場の混乱も懸念されるため、県においては、需要に応じた米生産が定着するよう、きめ細かな情報提供や総合調整を行うなど、市町・JA等を積極的に支援すること。

(2) 農地集積に対する支援等

今後、農地の「出し手」の急増が予想されることから、農地中間管理機構を通じた集積・集約化が円滑に進むよう、事務手続きを簡素化すること。規模拡大に伴い課題となっている水利・畦畔等の管理については、地域慣行や人・農地プラン等の話し合いを踏まえ、「出し手」と「担い手」との役割分担が適切かつ円滑に行われるよう支援するなど、担い手の負担軽減に努めること。

(3) 農業施設・機械の導入支援及び新技術の活用推進

ア 農業施設や大型農業機械の導入支援

土地利用型経営に生じる投資懸念リスクを軽減するため、農業施設貸与事業の拡充、大型で高性能な農業機械リースや融資残補助などの支援施策について、一層の情報提供と予算確保を図ること。

イ AI等新技術の農業への活用推進

生産現場でAI等の新技術が広く活用されるよう、研究や情報提供に努めるとともに、AI搭載型の農耕機械等をモデル的に農業施設貸与事業の対象に加えるなど早期の普及・定着を図ること。

2 人・農地プランと農地中間管理事業に係る普及啓発等の不断の推進

農業・農村を取り巻く厳しい情勢から、人・農地プラン等の推進意義は一層高まっており、地域における啓発、関係機関・団体の連携強化を図ること。

(1) 集落等への啓発

地域の営農活動は、概ね集落ごとの対応となっており、人・農地プランと農地中間管理事業の推進についても、農会長等地域リーダーの理解と協力、集落での機運醸成が不可欠である。

このため、市町等と連携し、地域シンポジウムの開催や意向調査、諸会合での情報提供等、不断の啓発活動を行うこと。

(2) 農地管理事務所と農業委員会との情報等の共有

農業委員会の会合等を利用し、農地管理事務所から農業委員・農地利用

最適化推進委員への定期的な情報提供、相互の意見交換、課題共有等を図ること。

平成29年度から創設された「地域農地管理事業」の推進に当たっては、両者の現場活動のモデル連携事業として積極的な取り組みを図ること。

3 農業生産基盤の整備・再整備の推進

ほ場整備等の実施は、農地の面的集積に直結するものであり、生産性の向上を図る上で極めて重要であることから、担い手の規模拡大に伴う地域の合意形成や事業実施に対する支援を一層強化すること。

(1) 担い手への農地集積・集約化を図るための基盤整備

ほ場の大区画化等の再整備や水管理の省力化と利便性の向上を図る用排水路のパイプライン化を推進すること。

(2) 農地中間管理事業等を活用した基盤整備

平成29年の土地改良法改正により、一定条件のもとで地権者の費用負担を不要とする土地改良事業が創設されたことから、農地中間管理権の設定区域の基盤整備や老朽ため池の耐震補強工事を含め、制度の積極的な活用を図ること。

4 担い手の育成・支援

(1) 新規就農者等の育成・支援

ア 県及び関係機関の推進体制の構築

就農支援センターの設置から9年を経て、県、兵庫みどり公社、各県民局、各市町においては、新規就農から経営発展までの各段階において、多種多様な事業を実施するなど就農支援施策が充実してきている。

さらに、兵庫みどり公社が実施する後継者育成対策が充実されることから、県においては、地域段階を含め、関係機関が実施する各種支援施策の総合調整を行うとともに、連携活動を支援するなど効率的かつ効果的な施策推進を図ること。

イ 多様な人材、農業経営形態に対する支援

① 多様な新規就農者確保のためのセミナー開催

多彩なキャリアを持つ企業OB、女性、定年帰農者、農家子弟、法人

経営体の雇用就農者等の多様な人材が農業の担い手となっている。

これら多様な新規就農者の育成を一層推進するため、女性農業者や定年帰農者等を対象としたセミナーの開催等の支援を行うこと。

② 多様な農業経営体の育成

農外から移住し、農業経営と自家農産物を活用したレストラン等を経営し、一定の所得を得ながら地域の活性化に寄与している事例が増

えつつある。

このため、農業経営とレストランや民宿等の複合経営も農業の担い手と位置づけ、認定農業者要件の見直し等を行い、各種施策による支援を行うこと。

(2) 集落営農組織の育成・支援

集落営農組織は、生産コストの低減や地域農業の維持・発展に寄与するほか、兼業農家や生きがいとやりがいを持って農業に従事する女性、高齢者の参画の受け皿として地域農業の重要な担い手となっている。

このため、集落営農組織の育成、経営確立、法人化等の支援を行うとともに、新規就農者、定年帰農者等をはじめ多様な人材の参画促進を図ること。

(3) 農業経営管理能力の向上支援

平成22年度から実施しているひょうご農業MBA塾の修了生は、地域農業の牽引役を果たしている。

引き続き、認定農業者、集落営農組織の経営発展を図るため、当該MBA塾をはじめ、農業経営、雇用管理に関する研修会等を通じた農業経営者の育成支援を行うこと。

また、収入保険制度への加入や消費税軽減税率制度に対応する複式簿記記帳研修、円滑な経営発展・経営継承を目的とした法人化支援を行うこと。

Ⅲ 農村社会・地域対策

「地域創生」の実現のためには、各地域の農林水産業の活用とその振興が不可欠であり、農業振興対策と農村地域対策について、同じ方向性のもとで一体的かつ積極的に展開していくこと。

1 農村地域の人口増加対策

健康な生活やふれあい・安らぎ・美しさなど、都市住民をはじめ人々が農村に抱く関心・ニーズを的確にとらえ、交流人口の増加や定住促進などにつなげていくこと。

(1) 都市農村交流等の促進

ア 直売所の運営支援による女性・高齢者の活躍促進

地域の女性・高齢者等が農産物や加工品等の販売等を通じて生き生きと活躍できるよう、都市農村交流の拠点となる直売所に対し、女性・高齢者等が行う販売品の搬入支援や販売システムの構築等運営面の支援を行うこと。

イ 農産品等を通じた農村のファンづくり

農村のファンづくりには、特定の農産品・加工品の購入等により農村地域への関心を高めることがスタートとして重要である。

これを契機として、地域に想いを寄せる地域外の人材との継続的かつ複層的なネットワークの形成に発展させるため、直売所やインショップ等における購入者の意向調査等の実施、直売所等のリーダー研修、ステップアップのための他地域事例研究、モデル実証等を行うこと。

参考：段階的な農村への関わり（例示）

①地域特産品の購入、②リピーターとして地域を訪問、③地域へのボランティア活動、④準定住(おためし居住)、⑤移住・定住

ウ 学校教育における農業体験学習の推進

幼稚園児、小学生から大学生までを対象にした農業体験や農村地域の人々との交流は、広く農業・農村に対する理解を醸成する上で重要となっている。

このため、地域の農業者等と連携した学童農園、トライやるウィークやインターンシップ等を積極的に実施すること。

(2) 農福連携の推進

農業会議の就農相談でも、福祉作業所の農業参入相談や参入事例も出てきている。また、登校拒否、引きこもり経験者の就農相談も増えてきている。

このため、障がい者就労施設が就労場所として実施する福祉農園や農業法人等が個々の障がいの特性に応じて雇用する取り組みなど農業面と福祉面の双方にメリットがある農福連携を推進すること。

特に、県健康福祉部及び産業労働部、各市町関係機関との連携を強化し、「自然の中で、栽培し育てる」、「収穫の喜び」など農業の持つ「機能」を最大限に発揮できる研修の受入体制や就労支援を行うこと。

(3) 帰農・起業等の促進及び支援

ア 雇用創出への支援

農村地域からも通勤可能な圏内での雇用創出を図るため、工場や店舗、福祉・医療施設などの誘致活動を支援すること。

また、食や福祉など生活需要に基づく起業、住民の互助的なサービス事業など、地域内発型の雇用創出を一層積極的に推進すること。

イ 多様な起業の支援

自家野菜を売りにしたレストラン・民宿など、農業経営が中心ではない事業についても地域農業の担い手として位置付け、定年退職者や転職希望者等向けの帰農・帰郷促進対策と同様に、都市部でのセミナーや希望者への説明会を開催するなど、農村地域での多様な起業を啓発・支援すること。

ウ 移住・定住者への支援

移住・定住者と同世代の農村住民を、地域慣行や暮らしの相談に乗る

世話人に委嘱し、地域への円滑な定着等を支援する制度を創設すること。

2 農村地域の活性化対策

(1) 「地域おこし協力隊」等の設置促進と定住支援

農業・農村の6次産業化を中心とした地域おこしの取り組みを、外部から日常的・継続的に支援する人材として、国の制度による「地域おこし協力隊」や「集落支援員」の市町における設置を一層促進すること。

また、地域おこし協力隊等の任務終了後は、当該地域での定住・就業を促進・支援する施策を講じること。

(2) 「地域おこしコーディネーター」の設置

集落等を巡回し、地域おこしの取り組みや起業者の経営を現場で指導・支援する専門的な人材として、「地域おこしコーディネーター」(e x. 地域

域の実情や社会経済、行政に精通した者、農業改良普及指導員や行政の経験者、企業定年退職者等)を設置すること。

(3) 中山間地域における地域特産物の生産振興等の支援

ア 地域特産物の育成と販路確保の支援

薬草・薬樹、山椒など、鳥獣害に強く、中山間地域に適する作物について研究し、作物導入や生産技術の向上を図るとともに、食品関連企業等実需者との契約栽培等販路の確保について支援すること。

イ 谷筋等における放牧の推進

中山間地域等の条件不利地では耕作放棄地の更なる増大が懸念されているため、谷筋等のまとまった農地を利用し、簡易な牛舎等の施設を整備して和牛等の放牧を推進すること。

3 農村の地域コミュニティ機能等の維持・強化

・生活サービス提供拠点の整備

単独では生活サービス等の提供が困難となりつつある小規模集落等においては、地域の基幹集落への機能の集約と集落間ネットワークの強化を通じて地域に必要な機能を確保し、地域全体でコミュニティ機能の維持・強化を図る必要がある。

このため、小学校区(昭和の合併前の旧市町村)程度を範囲として、介護・福祉施設、公民館等の生活サービスの提供の拠点を基幹集落に整備し、周辺集落と交通ネットワークで結ぶ体制づくりを進めること。

IV 有害鳥獣対策の強化・充実

鳥獣による農業被害は、農家の生産意欲を阻害して耕作放棄地の増大につながる

るなど深刻な問題となっている。

このため、県の「特定鳥獣保護・管理計画」に基づく捕獲の実効ある推進をはじめ、県森林動物研究センターによる被害防止・捕獲に関する研究の充実、防護柵の設置助成の拡充、狩猟後継者等捕獲の担い手の育成・確保、捕獲した動物の処分対策の拡充を図ること。

また、市町における「シカ有害捕獲専任班」や鳥獣被害防止特措法に基づく「鳥獣被害対策実施隊」の設置を促進・支援するとともに、鳥獣保護管理法に基づく認定鳥獣捕獲等事業者制度の積極的な活用を図ること。

さらに、クマについては、農業被害だけでなく人身被害も発生していることから、管理計画に基づき、期間を定めた狩猟を継続すること。

V 都市農業の振興対策

平成27年に都市農業振興基本法が制定されたことを受け、兵庫県においては、平成28年11月に「兵庫県都市農業振興基本計画」が策定された。

消費地との近接という立地を生かした食料生産をはじめ、交流の場の提供、災害時の防災機能等、都市農業の多様な機能の更なる発揮が期待されている。

一方、都市農業は、農地と住宅地等の混在、農業収入とかけ離れた水準の農地課税等、厳しい営農環境にさらされ、その振興を図るには特別の対策が必要である。

このため、都市農業振興基本法に基づく地方計画の策定や都市計画法に基づく田園住居地域の指定、3大都市圏特定市における特定生産緑地の指定、3大都市圏特定市以外での生産緑地制度の導入など、市町の取り組みを積極的に支援すること。

また、市街化区域内農地の固定資産税が軽減されるよう、強く国に働きかけること。

VI 新たな農業委員会制度の定着及び組織体制の確立

農業委員会組織は、平成28年4月施行の改正農業委員会法により、農業委員の選出方法の変更や新設の農地利用最適化推進委員の委嘱など新体制への移行を順次進めている。

(新体制への移行 H29年度末：30農業委員会、H30年度末：全(40)農業委員会)

現在、農地制度の円滑かつ適正な執行と併せ、法定化された「農地等の利用の最適化」の推進に鋭意取り組んでいる。

しかし、県内の農業委員会は、事務局職員が減少する中で、農業者への意向調査や遊休農地の確認・利用調整等の現場活動のほか、農地台帳の整備・公表、農地中間管理機構との連絡調整などの事務負担が増大している。

また、農業会議は、これら農業委員会の活動・運営への支援に加え、担い手の育成支援、農地情報の管理等に関する業務が増加し、ともに推進体制の整備が課題となっている。

このため、農業委員会と農業会議が、法令に基づく許認可業務の適正な処理や「農地等の利用の最適化」の活動強化により、期待される役割が果たせるよう

予算確保並びに組織体制の確立について、引き続き支援されたい。